

# しょうがいしゃじりつしえんほうそしょう 障害者自立支援法訴訟の けいか こんご 経過と今後について

しょうがいしゃじりつしえんほうそしょう 全国弁護士事務所 長/弁護士  
藤岡 毅

- 1 障害を障害者本人の責任に帰する「応益負担」、上から強制する「自立」など、超えてはいけな一線を越えた障害者自立支援法の人権侵害性を司法の場で明らかにする取り組みであるこの訴訟の意義については、本誌24-3号34頁以下に既報のとおりです。
- 2 2008年10月31日の第一次一斉提訴に続き、2009年4月1日を中心とする第二次提訴、同年10月1日を中心とする第三次提訴と続きました。  
福岡・広島・岡山・神戸・京都・大阪・和歌山・奈良・大津・名古屋・東京・さいたま・盛岡・旭川の14地方裁判所で現在、障害を持つ原告70名が違憲訴訟を闘っています。
- 3 2009年1月22日の大津地裁での第1回口頭弁論を皮切りに弁論期日が各地で行なわれ、同年11月2日現在まで、延べ35回の弁論期日が行なわれています。  
弁論の特徴として挙げられる一つが、原告である障害者やその家族、支援者による意見

- 4 陳述が一人あたり10分前後、法廷で行なわれていることです。  
筆者は各地の第1回期日に参加していますが、自立支援法がなぜおかしいのかなどを当事者の経験、家族の実感、現場の声に則してなまこえうたえとくく、各地の裁判官の胸に確実に響いているように感じられます。
- 5 主要な論点である応益負担の是非について、原告は「障害の重さに応じて負担を課する仕組みである応益負担は、障害を理由とする課税に等しく、障害者差別に他ならず違憲である」と主張を展開しています。  
被告である国、自治体は「費用を広く国民全体で分かち合う」「負担は最大でも1割まで」「低所得者に配慮したきめ細やかな負担軽減措置」等として、応益負担と自立支援法の正当性を主張してきました。
- 6 2009年8月30日、総選挙が行われ、自立支援法を推進、制定した政権が敗北しました。  
この旧政権下でも、同年3月末日には自立支援法の象徴ともいえる1割負担条項=法

29条3項の廃止法案が国会に上程されました(解散に伴い廃案)。  
この法案は、現状の軽減措置の固定化を狙いとする欺瞞をはらむものでしたが、将来の介護保険統合の布石としての肝ともいえるべき1割負担条項の廃止を言わざるを得ないほど当時の政権が追い詰められていた要因は、この自立支援法訴訟を含む同法廃止を求める粘り強い諸運動の成果でした。  
そして、民主党を中心とする新政権が同年9月16日発足しました。9月19日には長妻昭厚生労働大臣が自立支援法廃止を記者発表しました。  
6 新政権下での初弁論期日である9月24日の広島地裁の法廷で注目すべきできごとがありました。  
被告代理人は「3党連立政権合意において障害者自立支援法は廃止し、制度の谷間がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくることとしている。そのため、この方針で制度を見直すこととし、この方針を前提として、今後の訴訟遂行のあり方についても検討する必要があることから猶予を頂きたい。」と陳述しました。  
その上で、9月17日に提出済みの「応益負担は負担軽減措置等があるので正当である」旨の主張の陳述を留保するとしました。  
国を被告とする大型人権訴訟、憲法訴訟の数ある歴史の中で、国側が今まで展開してきた主張と訴訟のあり方を方針転換するという

事態は初めてのことでしょう。  
7 同年9月29日、政府から原告(弁護)団に「自立支援法訴訟の解決に向けての話し合いの場を設けたい。」との申し入れが公式にありました。  
この事態を受けて、全国の原告、支援者、弁護団は話し合いを重ね、  
① この展開を切り拓いたのは訴訟を含む運動の成果であることの確認  
② 新しい法制度に障害当事者の声を反映させるためにも政府との協議には応じる  
③ 自立支援法が存在し、負担も変化のない現状であり、新制度の枠組みも見えない現状において、訴訟は原告が納得するまで継続するという方針が確認されました。  
8 上記の方針を10月22日に原告側が政府側に伝え、今後、協議が具体化していく予定です。  
9 自立支援法の廃止という方向性が見えてきた新しい事態を迎え、私たちの歩みの正しさを再確認するとともに、訴訟活動、訴訟と並行して行なう協議等の様々な取り組みに全力を尽くし、どんなに重い障害をもっていても地域で安心して暮らしていける社会を構築していくため、私たちの運動は続きます。  
全国の障害をもった仲間、原告、支援者、地域のみならず、弁護士など、力を合わせて希望の社会を切り拓いて行きましょう。